



会員の皆様へ

マイナンバーについてのお知らせ

- ★ 社会保障・税番号制度として、2016年（平成28年）1月からマイナンバー制度が開始されています。
- ★ シルバー人材センターの請負・委任で就業される方の報酬（配分金）は、雑所得で源泉徴収を行いませんので、マイナンバーの提出の必要はありません！！
- ★ 「シルバー派遣」で就業される方は、連合本部が源泉徴収を行いますのでマイナンバーの提出が必要になりますが、提出方法につきましては、就業提供時にセンターからお知らせいたします。
- ★ 皆さまやご家族のマイナンバーカード・通知カードは、捨てたり、なくしたりしないようにしっかりと保管してください。
- ★ 不正取得の詐欺等が横行していますので、マイナンバーは、必要時以外、他人に教えないようしっかり管理いただくようお願いいたします。